

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

目次

本則

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第一条関係）	1
長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第二条関係）	4
信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第三条関係）	6
中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）（第四条関係）	9
協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第五条関係）	11
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第六条関係）	13
無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）（第七条関係）	15
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）（第八条関係）	17
信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）（第九条関係）	19
貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）（第十条関係）	23
前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）（第十一条関係）	35
資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）（第十二条関係）	38
資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）（第十三条関係）	40
資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）（第十四条関係）	42
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）（第十五条関係）	46
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）（第十六条関係）	48

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第十七条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）（第十八条関係）・・・・・・ 56

附則

特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）（附則第五条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

改正案

現行

<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）。</p> <p>第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号に</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号に</p>
--	---

<p>該当しないことを誓約する書面及び役員が第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>三十四 (略)</p> <p>(指定申請書の添付書類) 第三十四条の六十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四八 (略)</p>	<p>に該当しないことを誓約する書面及び役員が第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>三十四 (略)</p> <p>(指定申請書の添付書類) 第三十四条の六十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二において同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四八 (略)</p>
---	---

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第20号（第34条の78関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第20号（第34条の78関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）</p> <p>第二十五条の四十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七條第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号に該当しないこ</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七條第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号に該当しない</p>

<p>とを誓約する書面及び役員が第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>三十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類） 第二十五条の四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四八（略）</p>	<p>ことを誓約する書面及び役員が第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>三十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類） 第二十五条の四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四八（略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第四百十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）</p> <p>。 第四百三十三条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第四百三十三条及び第五十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面を含む。）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面を含む。）又はこれに代わる書面、第四百三十三条第五号に該当しないことを誓</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第四百十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第四百三十三条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第四百三十三条及び第五十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面を含む。）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面を含む。）又はこれに代わる書面、第四百三十三条第五号に該当しないことを誓</p>

約する書面及び役員が第四百四十二条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
三十四 (略)

(指定申請書の添付書類)
第七十条の二 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第七十条の二の四及び第七十条の二の五において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

四八 (略)

誓約する書面及び役員が第四百四十二条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
三十四 (略)

(指定申請書の添付書類)
第七十条の二 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第七十条の二の四及び第七十条の二の五において同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

四八 (略)

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第20号（第170条の2の11関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第20号（第170条の2の11関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第18条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第1号（第18条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本（以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三條第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三條及び第九十四條第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）、の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）、又はこれに代わる書面、第八十三條第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第八十三條第四号イからチまでのいずれにも該当</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三條第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三條及び第九十四條第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）、の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）、又はこれに代わる書面、第八十三條第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第八十三條第四号イからチまでのいずれにも該当</p>

しない者であることを当該役員が誓約する書面
三丁十四 (略)

しない者であることを当該役員が誓約する書面
三丁十四 (略)

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第二百三十九条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百三十九条の八及び第二百三十九条の九において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第二百三十九条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百三十九条の八及び第二百三十九条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第28号（第239条の15関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第28号（第239条の15関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第二十二條の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二條の八及び第二十二條の九において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第二十二條の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二條の八及び第二十二條の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>

無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十二号）（第七条関係）

改正案	現行
<p>附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3 （略）</p> <p>6～13 （略）</p>	<p>附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3 （略）</p> <p>6～13 （略）</p>

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む） 。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ 。の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む） 。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ 。の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）（第八条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第10号（第42条の15関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第10号（第42条の15関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案	現行
<p>（免許の申請） 第五条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。））の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。</u></p>	<p>（免許の申請） 第五条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。））の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、<u>外国人登録証明書</u>の写し、<u>登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書</u>。以下同じ。）又はこれに代わる書面</p>

<p>)又はこれに代わる書面 四十一 (略) </p> <p> (指定申請書の添付書類) 第八十条の五 (略) </p> <p> 2 (略) </p> <p> 3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 </p> <p> 一・二 (略) </p> <p> 三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書) </p> <p> 四八 (略) </p>	<p> 四十一 (略) </p> <p> (指定申請書の添付書類) 第八十条の五 (略) </p> <p> 2 (略) </p> <p> 3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 </p> <p> 一・二 (略) </p> <p> 三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書) </p> <p> 四八 (略) </p>
--	--

信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第 19 号（第 69 条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">（第 1 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 2 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 外国人においては、<u>住民票等に記載された通称</u>がある場合は、「3. 氏名」に（ ）書きで合わせて記載することができる。</p> <p>（第 3 面）～（第 9 面）（略）</p>	<p>別紙様式第 19 号（第 69 条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">（第 1 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 2 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 外国人においては、<u>外国人登録証明書等に記載された通称名</u>がある場合は、「3. 氏名」に（ ）書きで合わせて記載することができる。</p> <p>（第 3 面）～（第 9 面）（略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第23号（第80条の15関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第23号（第80条の15関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案

現行

<p>（登録申請書の添付書類） 第四条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、<u>運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第四百四条の第四第五項に規定する運転経歴証明書</u>をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、<u>旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券</u>をいう。）、<u>在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード</u>をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、<u>特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）、その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真をはり付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合</u></p>	<p>（登録申請書の添付書類） 第四条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、<u>運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）、その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真をはり付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（次項第一号に掲げる書類を除く。）、並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとする。</u></p>
--	---

には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（次項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす。

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項において同じ。）令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の第三項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二・三（略）

四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項において同じ。）令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の第三項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二・三（略）

四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四

第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。)が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

五〇十五 (略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員(第二条第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類
イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) (5) (略)

ロ (略)

三〇八 (略)

までを除き、以下同じ。)が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

五〇十五 (略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員(第二条第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類
イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面

(3) (5) (略)

ロ (略)

三〇八 (略)

(役員を選任又は解任の認可の申請)

第二十六条の三十九 (略)

2 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該選任に係る者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

三 (略)

(主任者登録の申請)

第二十六条の五十二 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報(住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第三十条の七第三項の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

5 (略)

(登録講習機関の登録等の申請)

第二十六条の六十 法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十

(役員を選任又は解任の認可の申請)

第二十六条の三十九 (略)

2 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該選任に係る者の住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面

三 (略)

(主任者登録の申請)

第二十六条の五十二 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報(住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第三十条の七第三項の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面を提出させることができる。

5 (略)

(登録講習機関の登録等の申請)

第二十六条の六十 法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十

四条の三十九第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書（第二十六条の六十二において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

三 六（略）

（協会設立の認可申請書の添付書類）

第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

（指定申請の添付書類）

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 三（略）

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）、取締役、執行役、会

四条の三十九第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書（第二十六条の六十二において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類及び住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

三 六（略）

（協会設立の認可申請書の添付書類）

第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書、役員の住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

（指定申請の添付書類）

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 三（略）

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）、取締役、執行役、会

計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与との登記事項証明書）

五〇十（略）

（業務の一部委託の承認申請）

第三十条の六（略）

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〇九（略）

十 受託者の役員の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

十一 受託者の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

十二・十三（略）

（個人信用情報に含まれる事項）

第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣

計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十までにおいて同じ。）の住民票の抄本（当該役員が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与との登記事項証明書）

五〇十（略）

（業務の一部委託の承認申請）

第三十条の六（略）

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〇九（略）

十 受託者の役員の住民票の抄本（当該役員が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書、当該役員が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

十一 受託者の役員の履歴書（当該役員が法人である場合には、当該法人の沿革を記載した書面）

十二・十三（略）

（個人信用情報に含まれる事項）

第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣

府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 運転免許証等の番号(当該個人顧客が運転免許証等の交付を受けている場合に限る。)

七 加入貸金業者が、本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)(第三条第一項第二号に規定する旅券等、同令第四条第一号八に掲げる書類、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。))の提示を受ける方法により本人確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第一項に規定する本人確認をいう。)を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

八 当該個人顧客が第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証等の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)

2
(略)

府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 運転免許証の番号(当該個人顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)

七 加入貸金業者が、本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)(第三条第一項第二号に規定する旅券等、同令第四条第一号八に掲げる書類又は外国人登録証明書をいう。以下この項において同じ。))の提示を受ける方法により本人確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第一項に規定する本人確認をいう。)を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

八 当該個人顧客が第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)

2
(略)

<p>(指定申請書の添付書類) 第三十条の二十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四〇八 (略)</p>	<p>(指定申請書の添付書類) 第三十条の二十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四〇八 (略)</p>
---	--

貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)(第十条関係)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号(第1条の5関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(第1面) (略)</p> <p>(第2面) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～5 (略) 6 「氏名」には、外国人の場合において、<u>住民票</u>に記載された通称があるときは、括弧書で併記することができる。 7・8 (略)</p> <p>(第3面)～(第9面) (略)</p>	<p>別紙様式第1号(第1条の5関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(第1面) (略)</p> <p>(第2面) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～5 (略) 6 「氏名」には、外国人の場合において、<u>外国人登録証明書</u>に記載された通称があるときは、括弧書で併記することができる。 7・8 (略)</p> <p>(第3面)～(第9面) (略)</p>

改正案

現行

【特定非営利金融法人】

【特定非営利金融法人】

(日本工業規格A4)

(日本工業規格A4)

別紙様式第8号の2 (第26条の29の2関係)

別紙様式第8号の2 (第26条の29の2関係)

(略)

(略)

事業報告書

事業報告書

第 期 [平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで]

第 期 [平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで]

1～16 (略)

1～16 (略)

17 特定非営利活動貸付けの状況

17 特定非営利活動貸付けの状況

(1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高

(1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高

貸付内容	件数・残高		構成割合 %	残高 百万円	構成割合 %
	件数 件	件数 件			
保健、医療又は福祉の増進を図る活動					
社会教育の推進を図る活動					
まちづくりの推進を図る活動					
観光の振興を図る活動					
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動					
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動					
環境の保全を図る活動					
災害救援活動					
地域安全活動					
人権の擁護又は平和の推進を図る活動					
国際協力の活動					

貸付内容	件数・残高		構成割合 %	残高 百万円	構成割合 %
	件数 件	件数 件			
保健、医療又は福祉の増進を図る活動					
社会教育の推進を図る活動					
まちづくりの推進を図る活動					
(新設)					
(新設)					
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動					
環境の保全を図る活動					
災害救援活動					
地域安全活動					
人権の擁護又は平和の推進を図る活動					
国際協力の活動					

改正案				現行			
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動				男女共同参画社会の形成の促進を図る活動			
子どもの健全育成を図る活動				子どもの健全育成を図る活動			
情報化社会の発展を図る活動				情報化社会の発展を図る活動			
科学技術の振興を図る活動				科学技術の振興を図る活動			
経済活動の活性化を図る活動				経済活動の活性化を図る活動			
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動				職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動			
消費者の保護を図る活動				消費者の保護を図る活動			
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動				上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動			
上記に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動				(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
合 計	100		100	合 計	100		100
(記載上の注意) 1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。 2 貸付内容は、特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる区分に準じて計上する。 3 貸付内容が複数にわたる場合には、二重計上はせずに、主な貸付内容にのみ計上する。 (2) (略)				(記載上の注意) 1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。 2 貸付内容は、特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる区分に準じて計上する。 3 貸付内容が複数にわたる場合には、二重計上はせずに、主な貸付内容にのみ計上する。 (2) (略)			
18 (略)				18 (略)			

改正案	現行
<p>別紙様式第22号 (第30条の30関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 役員の氏名等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>6～13 (略)</p>	<p>別紙様式第22号 (第30条の30関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 役員の氏名等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>6～13 (略)</p>

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>（届出書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 代表者又は管理人の住民票の抄本（当該代表者又は管理人が外国人である場合には、<u>在留カード</u>（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。第十六条第二号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第十六条第二号において同じ。）の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面</p> <p>八・二（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（届出書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 代表者又は管理人の住民票の抄本（当該代表者又は管理人が外国人である場合には、<u>外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書</u>）又はこれに代わる書面</p> <p>八・二（略）</p> <p>三・四（略）</p>

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員の住民票の抄本(当該役員が外国人である場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれに代わる書面

三十二 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員の住民票の抄本(当該役員が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書)又はこれに代わる書面

三十二 (略)

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第5号（第16条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>国 籍 国籍に属する国にお ける住所又は居所 日本における住所 氏 名 (通称) 生 年 月 日</p> <p>誓 約 書</p> <p>私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号イ及びロに該当しないことを誓約しま す。</p> <p>(記載上の注意) 「氏名」は、役員本人が署名すること。</p>	<p>別紙様式第5号（第16条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>国 籍 国籍に属する国にお ける住所又は居所 居 住 地 氏 名 (通称名) 生 年 月 日</p> <p>誓 約 書</p> <p>私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号イ及びロに該当しないことを誓約しま す。</p> <p>(記載上の注意) 「氏名」は、役員本人が署名すること。</p>

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取締役等（法第四十条第一項第十号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面</u></p> <p>三丁十六（略）</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取締役等（法第四十条第一項第十号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、<u>外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面</u></p> <p>三丁十六（略）</p>

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第4号（第6条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>国 籍 国籍に属する国における住所又は居所 日本における住所 氏 名 (通称) 生 年 月 日</p> <p>誓 約 書</p> <p>私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号イ及びビロに該当しないことを誓約します。</p> <p>(記載上の注意) 「氏名」は、役員本人が署名すること。</p>	<p>別紙様式第4号（第6条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>国 籍 国籍に属する国における住所又は居所 居 住 地 氏 名 (通称名) 生 年 月 日</p> <p>誓 約 書</p> <p>私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号イ及びビロに該当しないことを誓約します。</p> <p>(記載上の注意) 「氏名」は、役員本人が署名すること。</p>

資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四々八（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四々八（略）</p>

資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。</p> <p>2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。</p> <p>2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案	現行
<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員及び令第二条に規定する使用人（以下「重要使用人」という。）の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員又は重要使用人が外国人である場合は、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書、当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）又はこれらに代わる書面</u></p> <p>三十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員及び令第二条に規定する使用人（以下「重要使用人」という。）の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員又は重要使用人が外国人である場合は、<u>外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書、当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）又はこれらに代わる書面</u></p> <p>三十一（略）</p> <p>2（略）</p>

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百一十八号）（第十四条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第4条第1項・第32条第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（第1面）</p> <p>（略）</p> <p>（第2面）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、<u>住民票</u>に記載された通称があるときは、括弧書きで併記することができる。</p> <p>5. ～8. （略）</p> <p>（第3面）・（第4面） （略）</p>	<p>別紙様式第1号（第4条第1項・第32条第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（第1面）</p> <p>（略）</p> <p>（第2面）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、<u>外国人登録証明書</u>に記載された通称があるときは、括弧書きで併記することができる。</p> <p>5. ～8. （略）</p> <p>（第3面）・（第4面） （略）</p>

改正案

現行

別紙様式第2号 (第9条第1項第3号・第27条第1項第3号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍
 国籍に属する国にお
 ける住所又は居所
日本における住所
 氏 名
 (通称)
 生 年 月 日

印

誓 約 書

私は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第2号及び第3号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

署名及び押印は、取締役、監査役又は重要使用人本人が行うこと。

別紙様式第2号 (第9条第1項第3号・第27条第1項第3号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍
 国籍に属する国にお
 ける住所又は居所
居 住 地
 氏 名
 (通称名)
 生 年 月 日

印

誓 約 書

私は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第2号及び第3号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

署名及び押印は、取締役、監査役又は重要使用人本人が行うこと。

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第14号 (第103条関係)</p> <p>(日本工業規格 A 4)</p> <p>(第 1 面)</p> <p>(略)</p> <p>(第 2 面)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、<u>住民票</u>に記載された通称があるときは、括弧書きで付記することができる。</p> <p>4. ～6. (略)</p>	<p>別紙様式第14号 (第103条関係)</p> <p>(日本工業規格 A 4)</p> <p>(第 1 面)</p> <p>(略)</p> <p>(第 2 面)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、<u>外国人登録証明書</u>に記載された通称名があるときは、括弧書きで付記することができる。</p> <p>4. ～6. (略)</p>

改正案

現行

<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条（略）</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。第四号において同じ。）及び設立時執行役員（法第六十九条第一項に規定する設立時執行役員をいう。以下同じ。）の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。第二百十五号第四号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第二百十五号第四号において同じ。）の写し又は住民票の抄本）若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>二七七（略）</p>	<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条（略）</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。第四号において同じ。）及び設立時執行役員（法第六十九条第一項に規定する設立時執行役員をいう。以下同じ。）の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>二七七（略）</p>
---	---

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五條 法第八十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一(三) (略)

四 執行役員及び監督役員の住民票の抄本(当該執行役員又は監督役員が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれに代わる書面

五十三 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五條 法第八十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一(三) (略)

四 執行役員及び監督役員の住民票の抄本(当該執行役員又は監督役員が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書)又はこれに代わる書面

五十三 (略)

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）（第十六条関係）

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があった場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 役員及び重要な使用人の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合は、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。次号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。次号において同じ。）の写し、住民</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があった場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 役員及び重要な使用人の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれらに代わる書面</p>

票の写し又は住民票の記載事項証明書）又はこれらに代わる書面

口二（略）

四 会計参与を選任する場合又は会計参与に変更があつた場合 会計参与が新資産流動化法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し、別紙様式第三号により作成した会計参与の履歴書及び住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（会計参与が外国人である場合は、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）又はこれらに代わる書面（会計参与が法人であるときは別紙様式第五号により作成した会計参与の沿革を記載した書面及び登記事項証明書）並びに別紙様式第六号により作成した会計参与が新資産流動化法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

五・六（略）

2・3（略）

口二（略）

四 会計参与を選任する場合又は会計参与に変更があつた場合 会計参与が新資産流動化法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し、別紙様式第三号により作成した会計参与の履歴書及び住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（会計参与が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれらに代わる書面（会計参与が法人であるときは別紙様式第五号により作成した会計参与の沿革を記載した書面及び登記事項証明書）並びに別紙様式第六号により作成した会計参与が新資産流動化法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

五・六（略）

2・3（略）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）（第十六条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第15条第1項第3号ロ関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国 籍 国籍に属する国における住所又は居所 日本における住所 氏 名 （通称） 生 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第233条第40項第1号ロ(2)及び(3)に該当しないことを誓約します。</p> <p>（記載上の注意） 署名及び押印は、役員又は重要な使用人本人が行うこと。</p>	<p>別紙様式第2号（第15条第1項第3号ロ関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国 籍 国籍に属する国における住所又は居所 居住地 氏 名 （通称名） 生 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第233条第40項第1号ロ(2)及び(3)に該当しないことを誓約します。</p> <p>（記載上の注意） 署名及び押印は、役員又は重要な使用人本人が行うこと。</p>

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類） 第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>	<p>（登録申請書の添付書類） 第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面</p>

四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付ア
ナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に關す
る次に掲げる書面

イ (略)

ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

五〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信
用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した
届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載
した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に
応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなけれ
ばならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に
定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更
があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

載事項証明書)又はこれに代わる書面

四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付ア
ナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に關す
る次に掲げる書面

イ (略)

ロ 住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録原票の記
載事項証明書)又はこれに代わる書面

五〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信
用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した
届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載
した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に
応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなけれ
ばならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に
定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更
があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があった場合 新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>口 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員となつた者に関する次に掲げる書面</p> <p>イ (略)</p> <p>口 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民票の抄本（役員が法人又は外国人である場合には、当該役員の登記事項証明書又は外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>口 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員となつた者に関する次に掲げる書面</p> <p>イ (略)</p> <p>口 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面</p>
--	--

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第十七条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（第1面）</p> <p>（略）</p> <p>（第2面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項） 1・2（略） 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄 (1)・(2)（略） (3) 外国人においては、<u>住民票等に記載された通称</u>がある場合は、「3 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（第1面）</p> <p>（略）</p> <p>（第2面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項） 1・2（略） 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄 (1)・(2)（略） (3) 外国人においては、<u>外国人登録証明書等に記載された通称名</u>がある場合は、「3 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</p> <p>（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十四号 (第二百五十七条、第二百六十三条第一項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(第 1 面)</p> <p>(略)</p> <p>(第 2 面)</p> <p>(略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「2 商号又は名称」、「3 氏名」「4 役員の氏名」</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 外国人においては、<u>住民票等</u>に記載された<u>通称</u>がある場合は、「3 氏名」に () 書きで併せて記載することができる。</p> <p>ニ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第二十四号 (第二百五十七条、第二百六十三条第一項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(第 1 面)</p> <p>(略)</p> <p>(第 2 面)</p> <p>(略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「2 商号又は名称」、「3 氏名」「4 役員の氏名」</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 外国人においては、<u>外国人登録証明書等</u>に記載された<u>通称名</u>がある場合は、「3 氏名」に () 書きで併せて記載することができる。</p> <p>ニ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p>

金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）（第十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>別紙様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。</p> <p>2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。</p> <p>2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(外国人登録証明書の写し等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第四百十条、第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五条第二項、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六条、第十四条の規定によ

る改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項、第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百八条第二項及び第二百十五条並びに第十六条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五条第一項の規定（以下この項において「外国人登録証明書関係の改正規定」と総称する。）の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

2 第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第三項及び第八条、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資金移動業者

に関する内閣府令第六条、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項並びに第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百八条第二項及び第二百十五条の規定の適用については、外国人登録原票の記載事項証明書、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書は、入管法等改正法の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第三項第一号及び第八条第二号イ⁽²⁾、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条第二号ロ及び第十六条第二号、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六条第二号、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項第二号並びに第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百八条第二項第一号及び第二百十五条第四号に掲げる書類とみなす。

（業務に関する報告書等に係る経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第

七条の規定による改正後の無尽業法施行細則附属雛形、第八条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三条の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八条の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（運転経歴証明書に関する経過措置）

第四条 平成二十四年四月一日前に交付された道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書に対する第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）（附則第五条関係）

改正案	現行
<p>（権利者集会参考書類の記載事項） 第五条（略） 2・3（略） 4 同一の権利者集会に關して受益証券の権利者に対して提供する招集通知（法第二百四十二条第二項又は第三項の規定による通知をいう。以下この項及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、権利者集会参考書類に記載している事項又は権利者集会参考書類の交付に代えて電磁的方法により提供している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。</p>	<p>（権利者集会参考書類の記載事項） 第五条（略） 2・3（略） 4 同一の権利者集会に關して受益証券の権利者に対して提供する招集通知（法第二百四十二条第二項又は第三項の規定による通知をいう。以下この項及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、権利者集会参考書類に記載している事項又は権利者集会参考書類の交付に代えて電磁的方法により提供している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。</p>